

尊厳死特区 ～尊厳死に関する法的ルール明確化～

(株)特区ビジネスコンサルティング

■提案の内容

終末期医療に関して、意思表示をする能力のある患者が、将来その能力を失った場合に備えて、意思を事前に他者へ伝えておく「事前指示書」を、特区内限定で法的効力を認める。特区で得られた知見をもとに「事前指示書」の導入・普及の推進を図る。

■実施予定地域

未定

■実現による経済社会的効果

- ① 終末期医療の選択肢として事前指示書を希望者する患者の意思が尊重される。
- ② 事前に患者の意思を理解する機会が増えることにより、家族の精神的負担が軽減される。
- ③ 寝たきり老人の減少につながる。
- ④ 事前に意思表示を示すことが普及している欧米など外国人患者への対応に寄与する。
- ⑤ 事前指示書作成が診療報酬の対象になる。

■規制特例の必要性

医師法第19条第1項「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」において、「診察治療の求」に「事前指示書」の法的効力を認める特例を設ける。